

会計年度任用職員（施設管理事務補助員）募集要項

令和8年10月1日から任用する会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

記

- 1 職種 施設管理事務補助員
- 2 採用予定人員 1人
- 3 募集対象者 基本的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができる方
- 4 勤務場所 大崎市教育部松山公民館
(大崎市松山千石字松山 428)
- 5 応募資格
次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条）
ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 大崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 6 任用期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- 7 勤務条件等
 - (1) 身分
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員です。なお、この任用は、任期の定めのない職員の採用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。
 - (2) 勤務時間
午前8時30分から午後5時15分まで1日7時間45分
休館日を除く、金曜日・土曜日・日曜日の週3日（ただし、同一週内に祝日又は振替休日があるときは、金曜日の勤務を当該祝日又は振替休日に振り替えとなります。）
 - (3) 業務内容
公民館施設の管理業務（貸館業務（来客対応、申請・報告書受付、利用件数・利用料集計）、公民館事業補助業務、ふるさと歴史館の受付対応等）

(4) 基本報酬

日額 9,530 円～10,140 円

採用される方の経歴に応じて、基本の報酬が決定されます。

その他、条件に応じて通勤手当相当額及び、期末手当・勤勉手当（12 月）が支給されます。

※市の常勤職員の給与改定に準じて、報酬及び期末手当・勤勉手当が増額または減額となる場合があります。

(5) 給与支給日 毎月 21 日

(6) 休暇等 年次有給休暇、各種特別休暇制度あり

(7) 社会保険・労働保険

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入

8 採用期日 令和 8 年 10 月 1 日（木）

9 募集期間

令和 8 年 8 月 27 日（木）から令和 8 年 9 月 7 日（月）まで

※午後 5 時まで必着 郵送の場合は当日消印有効ではありません。

10 申込方法

所定の採用選考申込書及び履歴書（市販のもので可）に必要事項を記入の上、長形 3 号の返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を記入し 110 円切手を貼付したもの）とあわせて大崎市総務部人財育成課に提出してください。郵送でも可能です。

【提出先】〒989-6188 大崎市古川七日町 1-1
大崎市総務部人財育成課宛（大崎市役所本庁舎 4 階）

11 選考日時

日 程：令和 8 年 9 月 16 日（水）午前

選考会場：松山公民館（大崎市松山千石字松山 428）

選考方法：面接 ※時間等の詳細は募集期間終了後に申込者へ通知します。

【問い合わせ先】

大崎市人財育成課（0229-23-5027）

※業務内容に関するお問い合わせは松山公民館へ
お願いします。（0229-55-2215）